

平成26年 5 月 22 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

**幹部職員の任用等に関する政令の制定についての意見**

平成26年 5 月 20 日に内閣総理大臣から人事院総裁宛文書（閣副第298号）により提示された政令案につきまして、別紙のとおり、意見を申し述べます。

以 上

## 別紙

幹部職員は、大臣等を直接補佐し、所管行政の遂行に責任を持つ立場にあり、行政運営に与える影響が大きいことから、その任用については、種々の圧力その他の不当な影響を受けることなく、能力実証が公正かつ適切に行われ、それに基づき、任用が客観的な基準や適正な手続の下で、公正に行われることが必要であると考えます。

このような基本認識の下、幹部職員の任用等に関する政令案に関する人事院の考えは、以下のとおりです。

### (現に国家公務員である者を対象とする適格性審査)

現に国家公務員である者を対象とする適格性審査については、任用の公正性が確保されるよう、人事評価の結果を活用するなど、具体的に基準を規定することが必要であると考えます。

これに関し、今回の幹部職員の任用等に関する政令案第3条第1項においては、「適格性審査においては、人事評価その他の任命権者から提出された標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報又は必要に応じて行う調査その他の適当な方法により得られた標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報に基づき、内閣官房長官が定めるところにより、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認するものとする」旨規定され、また、同条第2項においては、「内閣官房長官は、前項の定めをするに当たっては、人事院の意見を聴くものとする」旨規定されています。

### (国家公務員でない者を対象とする適格性審査)

国家公務員でない者を対象とする適格性審査においては、人事評価の結果を活用することができないことから、その者の職務遂行能力の審査は、本人の経歴、実績等の客観的事実に基づいて適切に判定する必要がある、その際、手続

の公正性を確保するために、公務員人事に関する高い識見を有する第三者を含む有識者の意見を聴く仕組みとする必要があると考えます。

これらに関し、今回の幹部職員の任用等に関する政令案第3条第3項においては、「内閣官房長官は、人事評価が行われていない者のうち内閣官房長官が定める者に対して適格性審査を行う場合において、国家公務員としての職務又はこれに類する職務以外の職務の経歴を参酌する場合其他国家公務員としての職務又はこれに類する職務を遂行するに当たり発揮した能力又は挙げた業績に関する情報以外の情報を参酌する場合であって、適格性審査の公正な実施を確保するために必要があると認めるときは、人事行政に関し高度の知見又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとする」旨規定されています。

以上を踏まえ、今回示された幹部職員の任用等に関する政令案については、全体として人事院の考え方と相違がないと認められることから、同政令案については、貴案のとおり制定されることに異議ありません。

なお、適格性審査及び幹部候補者名簿を含む幹部人事の一元管理に関する制度は、今般制定される政令等によって運用されていくこととなると考えられますが、国家公務員でない者を対象とする適格性審査においては、人事の公正性を確保する観点から、以下の点を踏まえ、適切な運用を行っていくことが必要と考えますので、申し添えます。

ア 幹部職員の任用等に関する政令案第3条第3項における「人事評価が行われていない者のうち内閣官房長官が定める者」に対する適格性審査については、現行制度において、本省の課長以上の官職等の公正な任命の確保が特に必要と認められる官職に選考採用する場合には、人事評価と同等の

資料に基づき任用要件を満たしていると判断できる者に限り、人事院への協議が不要とされていることも踏まえ、その適用対象となる者の範囲を適切に定めること

イ 同項における「必要があると認めるとき」の判断に当たっては、「人事行政に関し高度の知見又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとする」こととされた趣旨を踏まえ、適格性審査の公正な実施を確保する観点から適切に判断すること

ウ 同項に基づく適格性審査を行うに当たっては、対象となる者の専門的知識経験をその者の経歴、実績等の客観的事実に基づき十分に検証すること。対象となる者を採用する場合には、検証された当該専門的知識経験を必要とする官職に就かせること

また、幹部職員の任用等に関する政令第15条において、「この政令に定めるもののほか、幹部職員の任用等に係る特例に関し必要な事項」は「内閣官房令で定める」旨規定されていますが、法第61条の2第6項では、同項に規定する政令については、「人事院の意見を聴いて定めるものとする」こととされていることから、今後、この政令の委任を受けて内閣官房令その他の定めを行う場合に、必要と認めるときは、人事行政の公正確保の観点から意見を申し述べます。

以 上